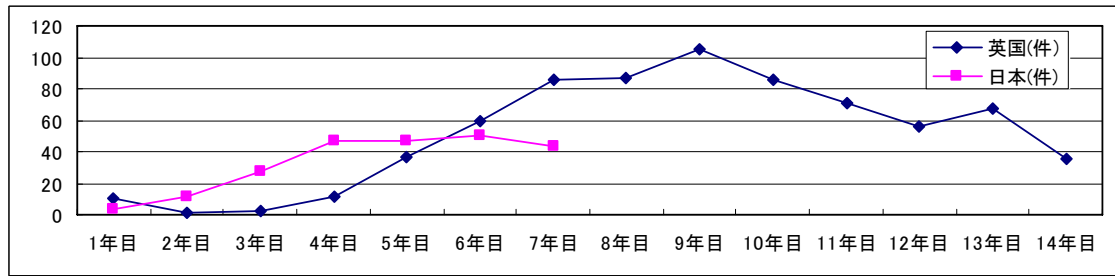


<参考資料>

1. 日英のPFI事業数推移(単年度実績)

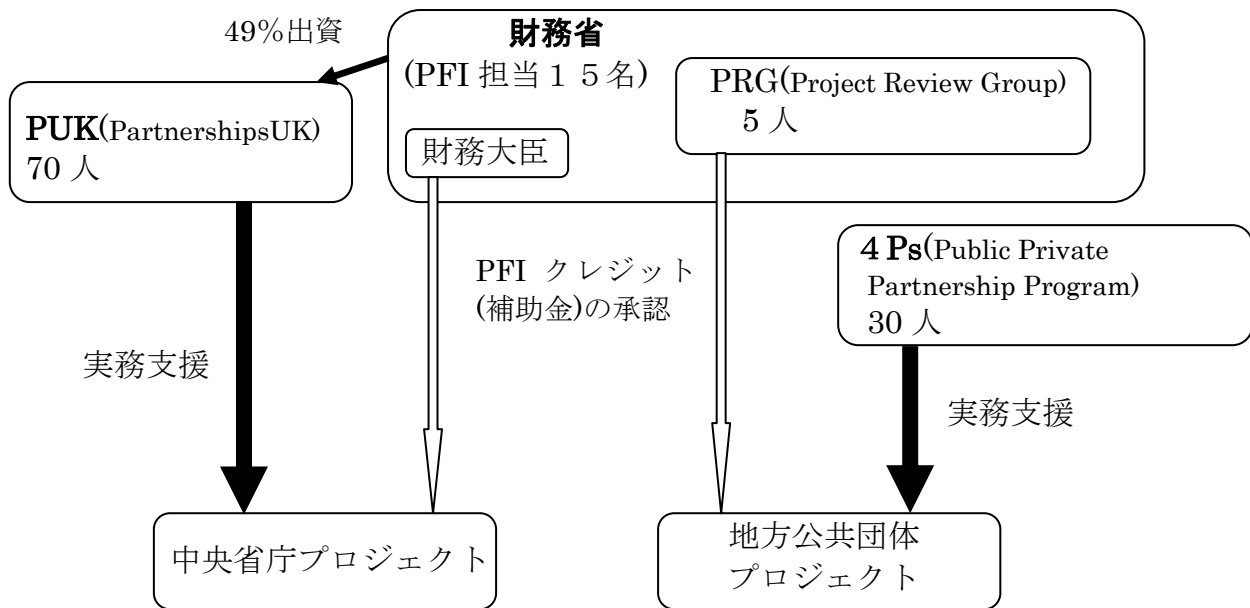


- 英国では、1992年にPFIを導入。当初は案件数が伸び悩むも、当時の大蔵省が強力な推進体制を整備したほか、入札手続きの簡素化、標準契約書の整備等の改善が行われた結果、年ごとの事業数が1994年の2件から1998年には86件に飛躍的に増加(4年目～7年目)。

わが国ではPFI導入後4年目で、1年間の事業数が47件にまで増加したが、その後横ばいとなっている。

(出典：内閣府『PFI アニュアルレポート平成17年度』をもとに作成)

2. 英国のPFI推進体制



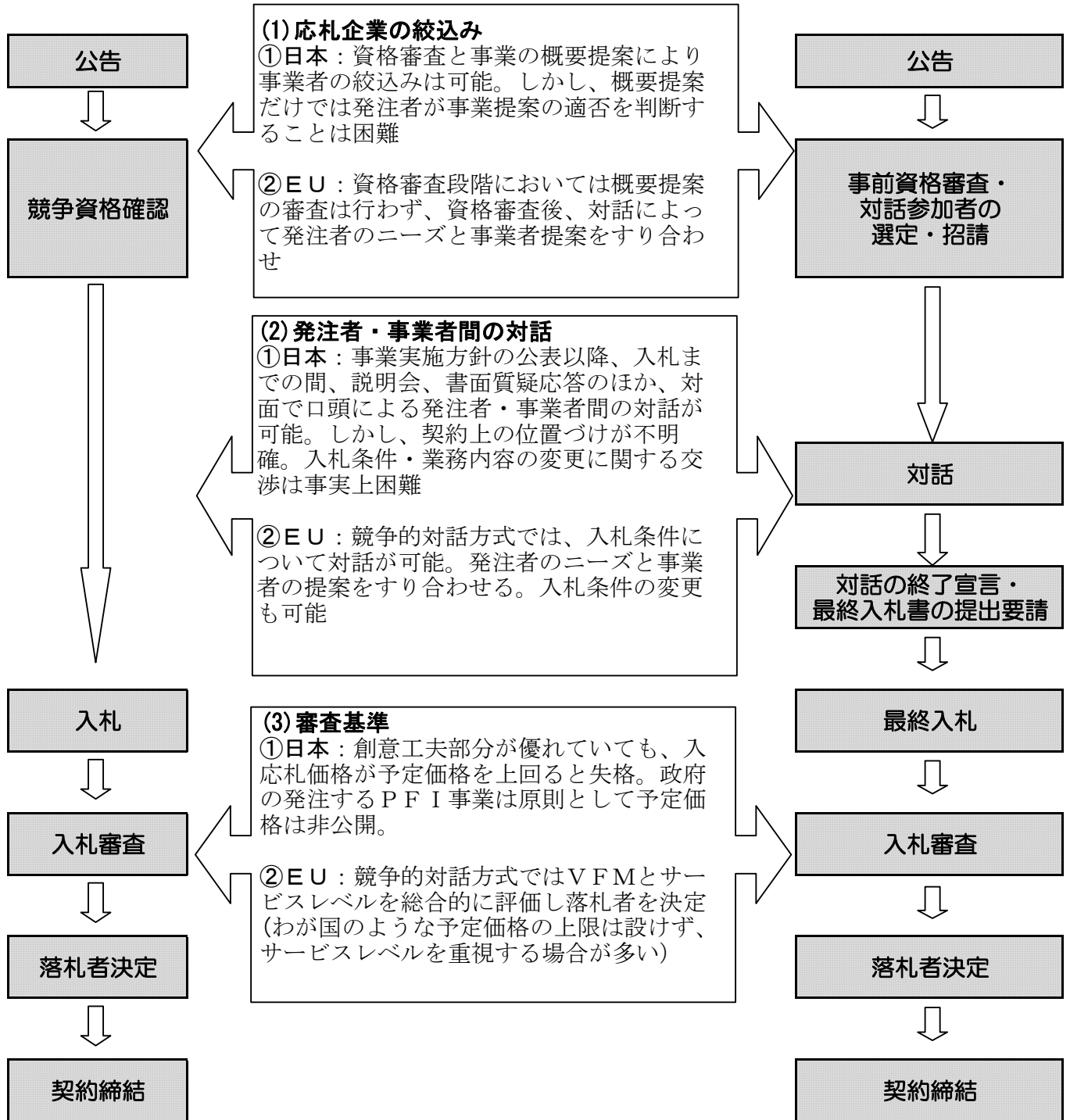
- ① 英国では、財務省がPPP/PFIの政策全般に責任を負うとともにプロジェクトを所管している。
- ② PUKが中央省庁プロジェクトを実務支援し、4Psは地方公共団体プロジェクトを実務支援する。
- ③ 国・地方のPFI発注者は、すべて財務省にPPP/PFI事業に対する補助金を申請し、その承認を得ない限りPPP/PFI事業は実施できない(財務大臣は中央省庁に、PRGは地方公共団体に承認を与える)。

(出典：内閣府『PFI アニュアルレポート平成17年度』をもとに作成)

3. わが国PFIの入札手続上の課題

わが国のPFI (一般競争入札方式)

EUの競争的対話方式



以上